

会議録(1)

会議の名称	平成26年度(第1回)入間市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成26年6月17日(火) 午後2時00分開会・午後3時23分閉会
開催場所	入間市役所 B棟5階 501会議室
議長氏名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 大森善夫、齋藤勝子、関口徹、花島綾、 塙間達夫(会長代理) 2号委員 細谷光由、澤田壽一、寺師良樹、藤野美智子、 宮城公子 3号委員 浅見久美子、橋本太郎、松下庄一(会長)、 山岡靖義 4号委員 寺山守夫、
欠席委員(者)氏名	3号委員 永田雅良 4号委員 久山立能、藤木誠人
説明者の職氏名	1 議事 (1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて 宇津木主幹 2 その他 (1) 地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴う 専決処分に係る報告について 宇津木主幹 (2) 入間市国民健康保険税条例の一部改正について 宇津木主幹 (3) 事務連絡 次回会議予定について 村田主幹
会議次第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非公開理由	
傍聴者数	0人
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市長 田中龍夫 市民部長 大野勉 市民部次長 清水幸恵 保険年金課長 塙間昭彦 保険年金課主幹 村田雄一、藤井隆行、宇津木教芳、 杉浦克明 保険年金課副主幹 中山浩一、坂本満 収税課長 入部兼徳 収税課主幹 野口鉄夫 健康福祉課長 吉澤隆
会議録作成方法	要点記録

## 会議録(2)

### 議事の概要(経過)・決定事項

司 会 次第により進行

1 開 会 司会 (省略)

2 委嘱状交付 田中市長 (省略)

3 会長あいさつ 松下会長 (省略)

3 市長あいさつ 田中市長 (省略)

4 議 事 (議長:会長)

(1) 入間市国民健康保険税の税率等の見直しについて

- 法定外繰入金を10億円減額とし、3回に分けて行い、1回目を平成27年度に2分の1の5億円を減額すること、2回目、3回目に4分の1の2億5千万円ずつを減額することは、前回の平成26年2月4日の会議で決定したが、2回目、3回目の減額時期については、次回の会議で決定する。
- 低所得者の軽減措置を6・4方式から7・5・2方式に変更する。
- 国民健康保険税のうち、医療給付分の賦課方法を4方式から2方式に変更する。
- 国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の法定限度額が、地方税法施行令の改正に伴いそれぞれ2万円増額したが、限度額の見直し時期等については、次回の会議で決定する。

5 そ の 他

- 地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴う専決処分に係る報告について
- 入間市国民健康保険税条例の一部改正について
- 事務連絡  
次回会議予定について

6 閉 会 会長代理あいさつ (省略)

### 会議録(3)

発言者	発言内容
会長	<p>本日の協議会ですが、定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、1号委員から斎藤委員、2号委員から粕谷委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)入間市国民健康保険税の税率等の見直しについてですが、市長から諮問があった内容についてご審議いただいているところですが、答申に向けての大詰めを迎えております。みなさんのご意見を聞きながら、しっかりと協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>これまでの決定事項ですが、法定外繰入金の減額する額は10億円とする。国民健康保険税の改定は、3回に分けて行ない、初回は平成27年度に2分の1の5億円を引き上げる。その後、4分の1ずつ2回に分けて引き上げるということで決定しております。</p> <p>本日の会議では、3回の改定をどのようにするか、また、賦課方式を4方式から2方式に移行することを加味して作成しましたシミュレーションに基づきまして協議を進めたいと思っております。</p> <p>では、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに、本日お配りいたしました「参考」、新聞のコピーをご覧ください。</p> <p>これは今年の4月9日付けの新聞の記事で、見出しは国保運営苦しむ市町村です。記事のリード文には、増える医療費に自治体の財政が追いつかない状態で、県内63市町村の中で法定外繰入金がない健全財政はわずか4自治体であることが書かれています。</p> <p>中央の表には平成24年度の法定外繰入金の高額自治体が記載されています。さいたま市が最も多く26億5,300万円になっていますが、120万人都市で財政規模も桁違いですから、金額だけを比較してもあまり意味はありません。記事に記述はありませんが、法定外繰入金を国保加入者一人当たりに換算すると、最も高額なのは戸田市の45,754円、次いでときがわ町の38,292円、蕨市の31,687円と続き、入間市は多い方から4番目で29,517円になっています。</p> <p>記事は市町村間の保険税額の格差にも触れています。平成24年度の一人当たりの年間保険税額は、八潮市が最大で105,474円、小鹿野町が最少で60,187円となっており、1.75倍の開きがあります。国はその対策として社会保障改革プログラム法を昨年12月に成立させ、平成29年度までに、財政運営を市町村単位から県単位へ切り替えるように促しています。県への一元化については多くの市町村が賛成していますが、一方で県国保医療課は「赤字のつけ回しならやりたくない。国の支援が欠かせない」との意見を示しています。</p> <p>新聞記事に関する説明は以上のとおりです。</p> <p>それでは、税率等の見直しに係る説明をさせていただきます。</p>

前回ご決定いただきました改定案を基にシミュレーションしました。資料1の1ページをご覧ください。これまで平成24年度の所得額を使ってご検討いただいておりましたが、最新である平成25年の所得情報を基に、初回に5億円、続く2回目・3回目に2億5千万円ずつそれ引き上げる案を考えてみました。

表の欄外に6・4軽減、7・5・2軽減と記載してありますが、これについてご説明申し上げます。

資料1の4ページの左側「低所得者の軽減について」をご覧ください。税額を計算する際に、加入者の所得に一定の基準を設け、基準以下の世帯の均等割と平等割をそれぞれ軽減しています。6・4や7・5・2は軽減する割合を表しています。軽減方式はこの2通りがあって、保険者がどちらか一方を選択します。

均等割と平等割はいわゆる基本料金と考えてください。基本料金ですから世帯に所得が無くても課税されます。この基本料金を、「世帯の所得が33万円」以下の場合は6割引または7割引、「33万円+24万5千円×世帯主を含む加入者数」以下の場合は4割引または5割引、「33万円+45万円×世帯主を含む加入者数」以下の場合は、7・5・2軽減のみ2割引になります。入間市は6・4軽減を採用していますので、2割軽減はありません。

7・5・2軽減の方が、軽減割合が大きいことや2割軽減が増設されることから採用する自治体が増えており、埼玉県内の40市のうち72.5%の自治体が採用しています。入間市の場合は、2割軽減が適用される世帯は2,725世帯、5,663人です。これらの世帯は、現在は軽減されていませんが、7・5・2軽減を採用すれば、新たに軽減が適用される世帯ということです。

こうしたことから、今回作成したシミュレーションは7・5・2軽減を採用しています。

なお、軽減が適用され、結果として減収となった部分は、法定繰入金として市の一般会計から補填される仕組みになっています。

次に課税限度額についてご説明申し上げます。さきほどの軽減と同じように、資料1の1ページの表の欄外に限度額51万、14万、12万と記載されています。これは高額所得世帯向けの、課税額の天井を表しています。

資料1の5ページ「限度額について」をご覧ください。所得や固定資産税額が多く高額な国保税が課税されるようであるなら、国保に加入しないで全額自己負担にする方が良いという考えになってしまっては、国民皆保険制度が崩れてしまします。それを避けるために課税額の限度額を設けています。地方税法施行令で定めている上限を法定限度額と言います。それぞれの自治体が法定限度額の範囲内で上限を定め、運用しています。

この法定限度額が今年の3月31日に改定され、後期高齢者支援金等分と介護納付金分がそれぞれ2万円ずつ引き上げられました。

前回の運営協議会と本日の協議会との間に行なわれた改正です。県内

の40市の動向としては、資料1の3ページをご覧ください。支援分と介護分の欄の限度額を見ると、法定額いっぱいにまで引き上げたのは緑色に着色してある越谷市だけになっています。入間市は平成24年度に、当時の法定限度額にまで引き上げましたが、そこまで引き上げていない自治体もありますし、委員のみなさんに法定限度額が引き上げられたことをご報告する機会もなく、ご検討いただいている中ではシミュレーションに盛り込むことができませんので、今回のシミュレーションでは従来の限度額を使っています。参考までに申し上げますと、限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げた場合、約1,200万円増額する見込みです。

次に課税方式について簡単にご説明申し上げます。

国保税は医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3階建て構造で成り立っています。このうちの医療給付分を、4方式は所得割・資産割・均等割・平等割の4本の柱で支えています。ところが資産割は固定資産税を納付しているのに国保税でも課税するのは二重課税だとの意見があることや、平等割は人数に関係なく世帯ごとに課税されることから不公平感が強くあるという理由で、2方式に向かう流れとなっています。今後導入が検討されている国保の都道府県広域化でも、2方式が採用される見込みです。これらの事情を考慮して、これから3回にわたり税率を改定するのに合せて、段階的に2方式に変更していくようにシミュレーションしています。参考までに申し上げますと、後期高齢者支援金等分と介護納付金分には資産割と平等割は設けておらず、当初から2方式になっています。

以上、3点に加え、資料1の3ページの医療給付分の所得割と均等割の配分や、差し替えでお配りした資料6ページの医療給付分と後期高齢者支援金等分の課税限度額となる所得額に大きなずれが生じないように考えながら設定した税率が資料1ページの表です。

ここまでが説明の前半となります、疑問や分かりにくい点はありませんでしたでしょうか。

では、続けます。

この税率を基に広報いるまに掲載した3つの世帯の国保税額を計算したもののが、資料1の2ページの表です。

3つのモデルケースについてご説明いたします。

左側の二人世帯についてですが、平成25年度の国保税額は固定資産をお持ちでない場合、52,800円でした。このまま平成27年度の税率改定を行なう予定でしたが、さきほど説明したとおり3月31日に法令が改正され、新たな軽減が適用されることになりました。

詳細について、資料1の4ページの右側、緑の枠の中をご覧ください。この世帯には、年金収入が世帯主に180万円、奥様に66万円あります。これを世帯の所得にすると60万円になります。

これまでの基準では、4割軽減が適用されるボーダーラインが、二人世帯だと57万5千円でした。内訳は世帯に33万円、妻に24万5千円です。これに世帯主の24万5千円が追加されたためにボーダーライ

ンが引き上げられ、世帯の所得が82万円以下であれば4割軽減が適用されることになりました。その結果、この世帯にも4割軽減が適用されることになりました。

資料1の2ページに戻って下さい。平成25年度に52,800円だった国保税額が平成26年度に39,200円に引き下げられています。この世帯に新しい軽減措置が適用された結果です。税率改定を受けても軽減措置が適用され、なおかつ今よりも1割多く軽減されることから、5億円引き上げ後の保険税額は47,400円で、平成25年度の保険税額より下がっています。固定資産税額が10万円ある世帯の場合は、平成25年度の税額が最も高く、10億円引き上げたとしても平成25年度の水準より低くなります。

同様に、自営業の3人世帯と給与収入の4人世帯の保険税額の動きを示しているのが中央と右側の表です。

中央の3人世帯の場合は、平成25・26年度は273,100円、固定資産税が10万円課税されている世帯では313,100円の国保税が、5億円引き上げると、それぞれ357,900円、377,900円に増えます。改正後の額の右側に近隣3市の平成26年度現在の国保税額を参考に記載しています。5億円の引き上げでは、飯能市、所沢市よりは低い税額になります。7億5千万円引き上げる段階で逆転し、一番高額になります。

本日追加でお配りした資料4、5をご覧ください。資料4は、3人世帯の保険税額を県内40市と比較したものです。左端に自治体名が、その隣に税額を記載しています。現行の入間市は313,100円で、県内で最も低いことがお分かりいただけると思います。5億円引き上げ後の税額が赤いライン、24番の次にあって、全体的な位置関係からは真ん中より下にあります。7億5千万円引き上げた時の税額が上から13番目、10億円引き上げると上から4番目になります。現行の税額313,100円と比較すると、437,900円になりますから、ずいぶん高くなつた印象を受けますが、それでも1番高くなつていません。また、10億円の引き上げがいつになるかはこれからご検討いただくことになっていますが、それまでには他の自治体も税率を改定するでしょうから、その時に入間市がどの位置にあるか、今はわかりません。この表は現在の税率で算出した税額である事を念のため申し添えます。

資料5は、4人世帯の税額を県内40市で比較した表です。世帯の人数や所得額が違うために、自治体の順位に入れ替わっていますが、入間市の位置を先ほどと同じように赤いラインで示しています。

なお、年金収入だけの二人世帯の比較表は、4割または5割軽減が適用されますが、その軽減額がまちまちなため、今回はお配りしていません。

資料の説明は、以上のとおりです。本日、ご協議いただきたい点ですが、

- ・1点目、現行の6・4軽減から、より多くの被保険者に軽減措置が適用される7・5・2軽減に移行するか。また、税率改定に合せて

	<p>平成27年度から採用するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2点目、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げるか。引き上げるとしたら、その時期をいつにするか。</li> <li>・3点目、賦課方式を、将来の都道府県広域化を見込んで4方式から2方式に、段階的に移行していくか。</li> <li>・4点目、資料1の1ページ表にある税率は改定案ですが、10億円の引き上げを3回で実施することは決まっておりまますので、この改定を何年かけて実施するか。</li> </ul> <p>以上、4点について、ご協議のうえご決定いただきたいと存じます。</p> <p>今、説明いただきましたけれども、中身は4つに分かれていますが、平成27年度の改定以外の改定時期をいつにするかということ、賦課方式を4方式から2方式に移行するかということ、軽減措置を6・4軽減から7・5・2軽減に移行するかということ、国民健康保険税のうち後期高齢者支援等分と介護納付金分の法定限度額が地方税法施行令の改正に伴いそれぞれ2万円増額したが、限度額の見直しをどうするかということです。</p> <p>委員のみなさんから、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>なかなか、質問するのも難しいですね。</p> <p>一つには、平成27年度に5億円ということは決められておりますけれども、2回目、3回目をどうするかにつきましては、次回の会議までにこの資料を参考にご検討いただいて、次回の会議で決めた方がよいのではないかと思うのですがいかがですか。</p> <p>大森さん、いかがですか。</p> <p>結構だと思います。今決めるのは、難しいと思います。</p> <p>山岡さん、いかがですか。</p> <p>平成27年度以降、毎年上げていくというのが私の提案です。</p> <p>澤田委員、いかがですか。</p> <p>非常に難しい問題で、議会の議決を得ないと実現しないということを考えると、毎年上げるということを前提に議会に提案すると難しいと思うので、平成27年度に限って上げると、後は、近年中に上げるという考えてないと厳しいのかなと思います。</p> <p>山岡委員。</p> <p>保険は、税を払ったものが受ける受益者負担でありますから、市の財政状態を考えるのであれば、早く国民健康保険税を上げるべきかと思います。</p> <p>橋本委員、いかがですか。</p> <p>山岡委員の言われるように受益者負担ですから当然のことだとは思うのですけれども、やはり、まず、第一に議会の議決を得なければならぬということを考えると澤田委員の考え方の方が順調にいくのではないかと、そのように思います。</p> <p>花島委員、いかがですか。</p> <p>被保険者の立場からすると、保険税を上げるというのは、背負うもの</p>
会長	
大森委員会長	
山岡委員会長	
澤田委員	
会長	
山岡委員	
会長	
橋本委員	
会長	
花島委員	

会長

事務局

もそれだけ大きくなるので、負担にはなるかと思います。しかし、必要性は、とくに感じていますので、改定いただく方向でいいと思うのですが、いくつか分からないところもあって、例えば、税率を上げましょうということですけれども、軽減していくところは軽減していきましょうと言われているわけですよね。そのバランスというのをどの方が、どのように行なっていくのかというのがちょっと複雑な。例えば、資産割などの4方式から2方式にされるというのもありますが、この方式を取るとお金持ちの方が優遇されてきますよね。そういうのもちょっと難しいのではないかなど感じます。以上です。

今、方式を変えるとお金持ちが優遇されるのではないかという意見が出ましたが、事務局いかがですか。

資産割の話になりますが、資産割を設けざるを得なかったという歴史があります。昔、国民健康保険が始まった頃は、国民健康保険加入者全てが現金を持ち合わせてはいなかつた時代があり、今のお話のお金持ちといいますか、資産を持っている方からお金を余計に出てもらうというのが、国民健康保険のスタート時に止むを得ない事情としてあったようです。今の時代、資産をいくら持っていても、資産がお金を産まないという状況があります。昔は、資産のある人は、例えば山を持っている人は、山の木を売って、お金になった時代があったのですが。確かに、今も、駅前に土地を持っていて駐車場にする方もいらっしゃいます。しかし、今は、土地の値段がバブルの頃の20分の1とか30分の1です。資産評価はありますが、まだ、その土地がお金を産むのであれば問題ないのですが、お金を産まない土地だと、その土地に対する資産税というのは土地に掛かる税金ですから当然払わなければいけない。更に、国民健康保険税も資産を持っている方にその資産に対する税金分を取ることになると、二重課税だと思われる方もいます。先ほど説明させていただきましたが、資産に対して国民健康保険が税金を取る理由は無いのですね。所得であれば、昨年500万円稼いだから、その内の1割分を税金として出してくださいということはできますけれど。資産については、500万円分の資産をお持ちだから、その内、50万円の税金を払ってくださいと言っても、その土地が処分できないので、税金をもらうことができないです。最近、税金を払うために、土地を処分していく、破産してしまったというような事例が全国で多数挙がっています。この二重課税と思っていることが問題にもなっており、それであれば、ちゃんと所得のある人から、所得に応じた税額を払ってもらって、それをプールして、みんなで保険にあてがうという方が正しいのではないかという風潮になってきた中で、賦課方式が4方式から2方式に全国的にになってきており、都道府県単位で国民健康保険が統合された場合には、当然、そうなると思われます。

それから、平等割というのは、例えば、4人家族と一人住まいの世帯があったとすると、平等割というのは、1世帯に必ず掛かりますので、4人家族でも1人住まいでも同じ額なのです。均等割りで、一人にいくらということであれば、公平かもしれません、均等割という一人にい

	くらという外に平等割という世帯割といいますけれど、1世帯につき12,000円というと、4人家族でも12,000円、そうすると一人当たり3,000円平均になるわけですね。一人住まいの人は、12,000円を一人で払わなければいけない。それが、果たして公平な制度かという中で、これも昔の国民健康保険が始まった頃はですね、家族が一つのベースで、国民健康保険が運営されているという中で始まったものですから、今の時代のように、核家族であるとか、一人世帯、二人世帯というのは、想定していない時代の制度なのです。ですから、果たして、それが公平かどうかといわれると、疑問点があるということで、全国的に所得割と均等割にしていきましょうというのが、4方式から2方式へ流れている理由です。以上です。
会長	ありがとうございました。
花島委員	花島さん、いかがですか。
会長	理解できました。ただ、税金は、その分上がってくるというのは。それは、そういうことです。ありがとうございました。
全委員	国民健康保険税を1回目は平成27年度に5億円上げるということは、みなさまに確認していただいておりますので、2回目、3回目の改定の時期については、ここで決議をせず、次回の会議で、論議して決めさせていただきたいと思いますが、いかがですか。
会長	異議なし。
山岡委員	山岡委員。
会長	一つだけ、補足意見を言わせてください。
事務局	我々は、議会が通らないから、議会が通りやすいからということで、意見を言っていたのではおかしくなると思いますので、それは、止めた方がいいと思います。
会長	分かりました。
事務局	事務局。
会長	肝心の税率に関する部分の説明をしないまま説明を終わりにしてしまいました。申し訳ありません。
事務局	資料1の1ページをご覧いただきたいと存じます。
会長	中ほどにある改定案のうち、いちばん上の表の中段が国保税の課税額で、その下に平成25年度課税額との差額を記載しています。平成25年度の課税額が約34億2,600万円で、平成27年度に約4億9,600万円を引き上げると、課税額が約39億2,200万円になります。
会長	その下にある3つの表は、税率を表しています。平成25年度の欄の下に現行の税率が書いてあります。その右側が平成27年度の税率です。また、このシミュレーションは3回の見直しで4方式から2方式に移行するようにしてあります。法定外繰入金を減額する額である10億円のうちの半分の5億円を初回に引き上げますので、これに合せて資産割を40%から20%に、平等割を12,000円から6,000円にそれぞれ半分ずつ引き下げます。資産割と平等割を引き下げた分は、5億円引き上げるのとは別に、所得割と均等割に上乗せする必要があります。

	<p>同様に7億5,000万円引き上げる際には、資産割を10%に、平等割を3,000円に引き下げ、目標の10億円引き上げる時に、資産割と平等割がなくなって、2方式への移行が完了します。</p> <p>医療給付分の所得割は、初回に1.4%引き上げ、次に0.5%、0.4%と引き上げて行きます。また、均等割は初回に7,000円、次に5,000円ずつ引き上げます。</p> <p>後期高齢者支援金等分の所得割は、初回に0.4%引き上げ、続く2回は0.1%ずつ、均等割は初回に3,000円、続く2回は2,000円ずつ引き上げます。</p> <p>資料1の6ページ、限度額早見表をご覧ください。これら医療給付分と後期高齢者支援金等分は年齢に関係なく加入者全員に課税されますので、それぞれが限度額に達する所得額に大きな開きが無いように配慮しています。</p> <p>介護納付金分の所得割は、初回に0.4%引き上げ、続く2回は0.2%、均等割は3回とも1,000円ずつ引き上げて行きます。</p> <p>税率改正関係の説明は以上です。</p>
会長	ありがとうございました。
全委員会長	賦課方式の4方式から2方式への移行は、国民健康保険税率の改定に合わせて行なうということで、みなさまご了解いただけますでしょうか。
全委員会長	異議なし。
全委員会長	軽減措置の6・4軽減から7・5・2軽減へ変更することについては、平成27年度の改定の際に行なうということでみなさまご了解いただけますでしょうか。
橋本委員	異議なし。
会長	国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の限度額が、地方税法施行令の改正に伴いそれぞれ14万円から16万円、12万円から14万円に引き上げられ、限度額をここまで引き上げた場合、約1,200万円ほどの增收が図られるということでございますけれども、税率等の見直しをしている中で、この限度額についてどうするかということは、みなさんのご意見を伺った方がよいのではないかと思います。
澤田委員	橋本委員、いかがですか。
澤田委員	一気に両方上げてもいいのかという問題が、そこら辺が被保険者の立場とするとどうなのであろうかなと。確かに、財政が厳しいのだから当然だよというのはよく分かるのですけれども、やはり、そこら辺が大きなポイントではないでしょうかね。
澤田委員	澤田委員。
澤田委員	平成24年度に限度額を10万円上げた時の反応は、どうだったので
	私が聞いた範囲だと、お金に余裕があるのかは知りませんけれど、10万円上がったんだよと言っても、うん、と言うぐらいのもので、あまり、反応が無かったのですが、市の方に直接言ってくるような人がいたとか、そういう話はありますか。

会長 事務局	事務局。 それなりに反響はいただきました。ただ、自分自身が該当するわけではないけれど怒って電話してくる方もいらっしゃいました。
澤田委員	上がったことに対する反響は、割合的には少ないのですが、それなりにいただきました。
会長 関口委員	そこが、今度の改定の難しいところなのだと思うのですよね。低所得者の軽減はする。一般的な人に対しては、限度額を上げなければ、その分負荷が掛かるわけですよね。そうすると、説明する時に、どうするかですよね。限度額を上げれば、所得区分によってこうなりますよという説明がつくわけですよね。ですから、私は、1円でも限度額を上げた方が良いと思うのです。全体を説明する時に必要だと感じます。
会長 寺山委員	関口委員、いかがですか。
会長 花島委員	7・5・2の軽減措置は、お願ひしたい。
会長 花島委員	寺山委員、いかがですか。
会長 花島委員	なかなか難しい問題ですね。
会長 花島委員	花島委員。
会長 花島委員	今回、税額も上がったりとか、軽減措置も6・4軽減から7・5・2軽減に変わったりするので、市民の立場からすると、混乱を生じ易いというのはあると思います。ここで、また、限度額が上がってくるというのは、また、一つ混乱が結構あるような気がします。
会長 花島委員	はい、分かりました。
会長 花島委員	この問題、結論が出ないということであれば、次回の会議で、2回目、3回目の改定時期の話と一緒に、限度額をどうするかについてもご論議いただいて、方向性を出した方がよいかと思いますので、次回の会議で結論を出させていただきたいと思いますがいかがですか。
全委員 会長	異議なし。
全委員 会長	それでは、みなさんのご意見を次回伺って、その結論で、方向性を出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
全委員 会長	では、4つの課題の中の2つについては、次回ということにさせていただきまして、議長を終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

以上

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成26年 7月 3日

会長 松下庄一

指名委員 齊藤勝子

指名委員 粕谷光由